

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2022年10月
公益社団法人リース事業協会

- ・ 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- ・ 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

1. 重点項目（2項目）

- ・ 補助事業
- ・ 国・地方公共団体とのリース取引

2. 環境関連（2項目）

- ・ 太陽光発電事業における建物の一部に対する登記設定
- ・ 域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃

3. 行政手続きの電子化・合理化（8項目）

- ・ 古物営業法の各種手続きの電子化
- ・ 医薬品医療機器等法の手続きの電子化等
- ・ 特定整備における整備実施要件の緩和
- ・ 自動車税（種別割）の還付通知の電子化
- ・ 自動車ナンバープレートの返納
- ・ 印鑑承認書の更新期間延長
- ・ 社債発行の実績報告書の電子化
- ・ 支払または支払の受領に関する報告の対象取引基準の緩和

以上

参考：提言項目の詳細

1. 重点項目（2項目）

（1）補助事業

【課題】

- 多くの補助事業は、取得を念頭にした制度設計がされていることから、一部の企業で取得を嗜好する動きがあり、リース需要に負の影響を及ぼしている。
- リースが利用できる補助事業においても、財産処分制限期間（法定耐用年数が経過するまで補助事業で取得した設備を処分できない）により、リースのメリットを最大限活かすことができない、あるいは、補助金申請手続きに過重な負担が生じる等の課題がある。

【進捗状況】

- 補助事業の改善について、毎年度の規制・制度改革提言項目として取り上げるとともに、関係方面に理解をいただく活動を進め、補助事業の改善が進展している状況にある。
- 2021年度は、事業再構築補助金（予算規模 1.9兆円）についてリースと取得の補助率が同等となり、海外サプライチェーン多元化等支援事業（予算規模 117億円）についてリース非適用からリース適用に改善された。

【2022年度提言内容】

- ①リース・割賦販売が利用できない補助事業のリース適用等
 - リース・割賦販売が利用できない補助事業のリース・割賦販売の適用（例：地域公共交通確保維持改善事業）、リース・割賦販売の補助率等が劣化する補助事業の改善（例：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）、オペレーティング・リースの補助事業適用を提言する。
- ②補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃またはリース期間とする等の緩和
 - 財産処分制限期間の撤廃またはリース期間とすること、期間の明確化等を提言する。
- ③補助事業の改善（補助対象設備の拡大、申請手続きの電子化・簡素化・統一化・押印廃止、要件明確化、申請受付期間・設備設置期限の延長、関係書類の保存期間短縮等）

(2) 国・地方公共団体のリース取引

【課題】

- 官公庁向けのリース取引は増加傾向にあるが、入札手続き等の電子化が進まない中で、リース会社に不合理な事務（例：入札関係書類の手交・持参、官公庁が指定した請求書様式かつ押印）が求められている実態があり、過重な負担が生じている。
- 国との間で複数年度のリース契約を締結する場合は、国会の議決を得た国庫債務負担行為が必要となるが、この手続きがされない場合、リース会社は単年度のリース契約を締結せざるを得ず、契約非継続のリスクが生じている。
- なお、地方公共団体は、当協会の規制・制度改革提言により、2004年に地方自治法が改正され、リース契約を長期継続契約として締結することができる。

【進捗状況】

- 当協会の提言により、総務省から地方公共団体に対して、申請手続きの電子化に関する要請がされているものの、地方公共団体における入札手続きの電子化等が進展していない。
- 国については、各省庁統一ポータルサイトが構築されているほか、請求書等への押印廃止の動きが進んでいる。
- 財務省から関係省庁に対し、複数年度のリース契約を締結する場合は、国庫債務負担行為によることが要請され、各省庁において国庫債務負担行為によりリース契約を締結する事例が増えているものの、国庫債務負担行為の手続きが煩雑であること、柔軟な設備導入ができないことから、引き続き、単年度のリース契約が行われている実態がある。

【2022年度提言内容】

①地方公共団体の入札手続きの電子化

- 競争入札参加資格申請の全国もしくは都道府県単位での電子化、申請書類及び添付書類の電子化を促進すること。

②官公庁リースに係る手続きの合理化等

- 指定請求書の廃止、入札仕様書の統一化・明確化、指名競争入札の辞退届の省略または電子化、入札参加資格の緩和、官公庁リースにおける不合理な手続きを改善すること。また、官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化すること。

③国のリース取引の長期継続契約化

- 地方公共団体と同様に長期継続契約の締結を可能とすること。長期継続契約が認められるまでの間は国庫債務負担行為を取得すること。

2. 環境関連（2項目）

（1）太陽光発電事業における建物の一部に対する登記設定

【課題】

- 現在の登記制度では、建物の屋根に対して建物と独立した権利設定、または権利移転することができない。
- 太陽光発電設備のリース事業（建物の屋根に設置）や PPA（Power Purchase Agreement）により建物所有者等への電力供給事業を実施する場合に、当該設備を設置する不動産の一部（屋根）に賃借権（賃貸借または使用貸借）を登記できないことから、第三者対抗要件が具備できず、建物所有者の変更時に、設備所有者（リース会社）は第三者（変更後の建物所有者）に対して、太陽光発電設備の所有権を主張できない。
- 建物の一部に賃借権の設定ができれば、建物の所有者変更リスクを低減することができる、長期の事業に取り組むことができる。

【進捗状況】

（新規項目）

【2022 年度提言内容】

- 長期的な太陽光発電事業（PPA、リース事業含む）の普及推進をするため、建物所有者でない者が建物の一部（屋根）に賃借権（賃貸借または使用貸借）の設定登記ができるように不動産登記令を改正すること。

（2）域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃

【課題】

- 廃棄物処理法における行政の権限は、都道府県・政令市に移管されているが、都道府県・政令市において、法律に根拠規定のない域外産業廃棄物の搬入規制等が講じられている。

【進捗状況】

- 当協会は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、域外搬入規制の適用除外とする旨の提言を行い、環境省は「地方自治体に対して事前協議の見直しを要請している。」と回答しているものの、現状、事前協議が存続しており、改善されている状況にない。

【2022 年度提言内容】

- 域外搬入規制の完全撤廃を提言した上で、完全撤廃ができない場合は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合に限り、域外搬入規制の適用除外とすること。

3. 行政手続きの電子化・合理化（8項目）

項目	具体的内容
①古物営業法の届出書類の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度の当協会提言に対する警察庁の回答「電子化の検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。
②医薬品医療機器等法の届出書類の様式統一化・電子化等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に対する届出書類の様式統一化・電子化、疎明書類への一元化、複数都道府県に変更届を提出する場合の提出先を一元化すること。
③特定整備における整備実施要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 自動車整備における特定整備は、認証を受けた事業場で実施することとされているが、整備士不足を背景として、出張で対応できる整備については、出張による整備を認めること。
④自動車税（種別割）の還付通知の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税（種別割）の納付は電子データに対応しているが、還付通知についても電子データとすること。
⑤自動車ナンバープレートの返納	<ul style="list-style-type: none"> 一時抹消登録では、自動車検査証とナンバープレートを返納しなければ、登録識別情報等通知書が受領できない。 自動車関係手続のオンライン化が進む中、一時抹消登録の場合はナンバープレート返納を免除する等の措置を講じること。
⑥印鑑承認書の更新期間延長	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録に際して、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書が必要となるが、大量の自動車を登録する場合、陸運支局の事前承認を受けることにより、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書を添付することが不要となる取扱い（印鑑承認書）がされている。 印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされており、この期間を6か月または1年に延長すること。
⑦社債発行の実績報告書の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律に基づく「貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告」について、半期ごとに財務局への郵送が求められているが、電子的な報告を認めること。
⑧支払または支払の受領に関する報告の対象取引基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法において、支払または支払の受領に関する報告が求められているが、報告対象取引の基準（例：1回あたり3,000万円超）の上限引き上げ、為替レートを見直すこと。

以上